

障害基礎年金

『国民年金障害基礎年金 受付・点検事務の手引き』の読み方

チャプタータイトル ♪～



MC :

この研修では、日本年金機構から各市町村に対して配付している「国民年金障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」について、業務支援ツールの補足資料としての活用方法を中心に説明します。

障害基礎年金	
目 次	
I 障害基礎年金に関する用語について	2
1 障害認定日	3
2 障害認定日以後	4
3 障害認定日以前	6
4 障害認定日以後	7
II 障害基礎年金の請求手続について	10
1 障害認定日による請求	10
2 障害認定日以後による請求	11
3 障害認定日以前による請求	12
4 障害認定日以後による請求	13
5 障害認定日以前による請求	15
6 障害認定日以後による請求	16
7 障害認定日以前による請求	17
III 障害基礎年金の給付手続について	20
1 障害基礎年金に付する障害基礎年金給付金	20
2 障害基礎年金に付する障害基礎年金給付金	21
3 障害基礎年金に付する障害基礎年金給付金	22
4 障害基礎年金に付する障害基礎年金給付金	24
5 障害基礎年金に付する障害基礎年金給付金	26
IV 障害・認定日に関する用語について	43
1 障害・認定日に関する用語	43
2 障害・認定日に関する用語	45
V 障害認定日に関する用語について	49
1 障害認定日に関する用語	49
2 障害認定日に関する用語	51
3 障害認定日に関する用語	53
4 障害認定日に関する用語	57
5 障害認定日に関する用語	61
6 障害認定日に関する用語	65
7 障害認定日に関する用語	69
8 障害認定日に関する用語	73
9 障害認定日に関する用語	77
VI 障害認定日に関する用語について	82
1 障害認定日に関する用語	82
2 障害認定日に関する用語	85
3 障害認定日に関する用語	87
VII 障害認定日に関する用語について	90
1 障害認定日に関する用語	90
2 障害認定日に関する用語	91
3 障害認定日に関する用語	92
4 障害認定日に関する用語	93
5 障害認定日に関する用語	104
VIII 障害認定日に関する用語について	111
1 障害認定日に関する用語	111
2 障害認定日に関する用語	113
3 障害認定日に関する用語	114
4 障害認定日に関する用語	115
5 障害認定日に関する用語	116
6 障害認定日に関する用語	117
7 障害認定日に関する用語	118
8 障害認定日に関する用語	119
9 障害認定日に関する用語	121
10 障害認定日に関する用語	123
11 障害認定日に関する用語	124

MC :

ケーススタディーでは「20歳前傷病による請求」と「知的障害」、「障害認定日による請求」と「肢体障害」の組合せによるケースを取り扱いました。その他のケースにも応用できるように、業務支援ツールとあわせて、この手引きも有効に活用するようにしましょう。

障害基礎年金	
I 障害基礎年金に関する用語について	
1 障害認定日	2
2 障害認定日以後	3
3 障害認定日以前	4
4 障害認定日以後	6
5 障害認定日以前	7
6 障害認定日以後	10
7 障害認定日以前	11
8 障害認定日以後	12
9 障害認定日以前	13
10 障害認定日以後	15
11 障害認定日以前	16
12 障害認定日以後	17
13 障害認定日以前	20
14 障害認定日以後	21
15 障害認定日以前	22
16 障害認定日以後	24
17 障害認定日以前	26
18 障害認定日以後	43
19 障害認定日以前	45
20 障害認定日以後	49
21 障害認定日以前	51
22 障害認定日以後	53
23 障害認定日以前	57
24 障害認定日以後	61
25 障害認定日以前	65
26 障害認定日以後	69
27 障害認定日以前	73
28 障害認定日以後	77
29 障害認定日以前	82
30 障害認定日以後	85
31 障害認定日以前	87
32 障害認定日以後	90
33 障害認定日以前	91
34 障害認定日以後	92
35 障害認定日以前	93
36 障害認定日以後	104
37 障害認定日以前	111
38 障害認定日以後	113
39 障害認定日以前	114
40 障害認定日以後	115
41 障害認定日以前	116
42 障害認定日以後	117
43 障害認定日以前	118
44 障害認定日以後	119
45 障害認定日以前	121
46 障害認定日以後	123
47 障害認定日以前	124

MC : (I 障害基礎年金に関する用語について)

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

1 初診日とは

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。
具体的には次のような場合を初診日としています。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転院があった場合は、一番最初に医師等の診療を受けた日
- (3) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (4) 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は健康診断日
- (5) 療養名が確定してから、対象傷病と異なる療養名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の療養名の初診日が対象傷病の初診日
- (6) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (7) 障害の原因となった傷病の他に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (8) 先天性の心臓病（発育不全）は出生日
- (9) 先天性心臓病、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (10) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

（注）過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、療養が継続しているとみて同一傷病として取扱いします。

ワンポイント！

障害年金の初診日は、医師又は歯科医師の診療を受けた日とされていますので、整形外科、健健つづ、鍼灸院等は初診日と認められません。

No.3-3 初診日とは？

初診日の主な具体例

状況の具体例	初診日となる日
障害の原因となった傷病について、現在にかかっている医師または歯科医師はじめて診療を受けた場合	治療行為または療養に関する指示があった日
同一の傷病で転院があった場合	一番最初に医師または歯科医師の診療を受けた日
過去の傷病が治癒し（社会復帰し、治療の必要のない状態）、同一傷病で再度発症している場合	再度発症し医師または歯科医師の診療を受けた日
健康診断で異常が発見され療養に関する指示を受けた場合	健康診断日
療養名が特定してから、対象傷病と異なる療養名であっても同一傷病と判断される場合（例：心筋症→うつ病）	対象傷病と異なる療養名の初診日
じん肺症（じん肺結核を含む）	じん肺と診断された日
障害の原因となった傷病の他に相当因果関係があると認められる傷病がある場合	最初の傷病の初診日
先天性の心臓病	出生日
先天性心臓病、網膜色素変性症など	日常生活や労働に支障をきたすような具体的な症状が現れはじめて診療を受けた日
先天性股関節脱臼	出生日
完全脱臼したまま生育した場合	出生日
青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合	発症後に初めて診療を受けた日

※ 複数の傷病が関連して障害になった場合は、初診日は最初の傷病のものとなります

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

2 障害の程度とは

障害年金は、その障害によって労働や日常生活に制限を加えることが必要となった場合に障害等級に応じた年金が支給されます。
障害基礎年金は障害等級の1級又は2級、障害厚生年金は、障害等級の1級、2級又は3級に該当することが要件となります。障害厚生年金の1級又は2級に該当する場合は、障害基礎年金も支給されます。（65歳以降に初診日がある傷病で老齢基礎年金の受給権を有する方には、障害基礎年金は支給されません。）
また、厚生年金保険法では、傷病の初診日から5年以内のうちに、障害等級の3級より軽い障害が属した場合に障害手当て（一時金）が支給されます。

1級（国民年金法施行令第1条）

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとす。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の助けを受けなければならぬと自分の用を弁ずることができない程度のものとする。

2級（国民年金法施行令第1条）

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものとする。

3級（厚生年金保険法施行令第1条）

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。また、「傷病が治癒しないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。

障害手当て（厚生年金保険法施行令第2条）

No.5-1 国民年金の障害等級表

障害等級表

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

程度	号	障害	障害の状態
1級	1	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	聴覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの
	5	体幹・首・頸	体幹の機能に著しい障害を有するもの または立ち上ることができない程度の障害を有するもの
2級	6	体幹・首・頸・肢体／神経系統／呼吸器／心臓／腎臓／消化器／血液・造血系／皮膚／感覚器／言語機能／精神障害／先天性異常／後天性異常／高度な知的障害／高度な知的障害	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。

MC :

「2 障害の程度とは」が「お手続きカード No.5」、

MC :

ここでは、初診日、障害の程度、障害認定日、相当因果関係などの重要用語について解説しています。「1 初診日とは」が「お手続きカード No.3-3」、

『受付・点検事務の手引き』の読み方

「神葬決定日とは、神葬の程度の認定を行う日のことをいいます。具体的には、神葬の原因となった病気やけがで初めの医療行為を行った日（初診日）から経過して1年6月経過した日（初診日から経過2年2月8日の場合、初診日から起算して1年6月経過した日は平成24年2月1日となる。）か、その期間内に治った場合は治った日（症状が固定した日）のことをいいます。また、20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月経過した日か20歳前にある場合は20歳に到達した日、20歳後にある場合は1年6月経過した日のことをいいます。」

[illegible][illegible]

障害の程度の認定を行う基準日のこと

障害	技術	障害認定日
聴覚等	聴覚全喪失	聴覚全喪失日
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日
	切断または離断による肢体の障害	切断または離断日 (障害手当金は創面治癒日)
	脳血管障害による機能障害	初診日から 6か月を経過した日以後

4

『受付・点検事務の手引き』の読み方

② 相当因果関係なしとして取り扱われることが多い例

- ① 高血圧と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱います。
- ② 近視と黄斑部変性、網膜剥離又は視神経萎縮は、相当因果関係なしとして取り扱います。
- ③ 糖尿病と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱います。

病名	関係	病名
糖尿病	⇒	糖尿病性網膜症 糖尿病性腎症 糖尿病性壊疽（糖尿病性神経障害、糖尿病性血管障害）
糸球体腎炎（ネフローゼを含む）	⇒	慢性腎不全
多発性のうづ瘻 慢性腎炎	⇒	
肝炎	⇒	肝硬変
結核	⇒	結核性肺炎（化学療法の前奏作用）
輸血の必要な手術	⇒	肝炎（手術による出血）
ステロイド治療が必要な疾患	⇒	大腸炎・腸間質性壊死（ステロイド投与による副作用作用）
事故による傷病 脳血管の障害	⇒	左心虚血病による精神障害
肺炎症	⇒	呼吸不全（肺炎症の手術のち）
肥満性慢性性主物：がん（はじめてがんになる部分にがん）	⇒	肥満性慢性性主物：尿結石と腎臓がんとの組織的関係、腎臓がんと腎臓がんとの関係

MC : 「4 相当因果関係とは」が「お手続きカード No.3-2」にそれぞれ対応しています。お手続きカードとあわせて手引きの解説もよく確認しておいてください。

障害基礎年金

Ⅱ 障害基礎年金の請求方法について

MC : (Ⅱ 障害基礎年金の請求方法について)

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

1 障害認定日による請求とは

障害基礎年金は、障害の認定となった最初の初診日において、①被保険者期間であること、又は②被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること、のいずれかに該当する方が、障害認定日に障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときに支給されます。

この場合、障害認定日が受給権発生日となり、支給開始は障害認定日の翌月からとなります。ただし、初診日の前日において、一定の保険料納付等が必要となります。(詳しくは「Ⅲ 障害基礎年金の給付条件について」19ページ参照)

例1 障害認定日による請求



例2 障害認定日(症状認定)による請求



No.8-1 障害認定日による障害基礎年金(原則)

年金の受取りに必要な要件

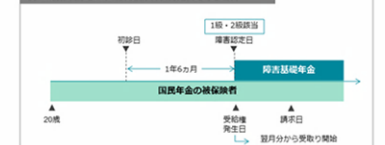
年金を受け取るための3つの要件をすべて満たす必要があります。

No.2

受取り開始時期

障害認定日が受給権発生日となり障害認定日が満する月の翌月から障害基礎年金を受け取ることができます。

例1: 初診日から1年6ヵ月後が障害認定日である場合



例2: 初診日から1年6ヵ月未満で症状が認定した場合

1級・2級該当

MC :

ここでは、障害基礎年金の請求方法について解説しています。

「1 障害認定日による請求とは」が「お手続きカード No.8」、

障害基礎年金 『受付・点検事務の手引き』の読み方

2 事後重症による請求とは

障害認定日において障害等級の1級又は2級の状態に該当しなかった方が、その障害で65歳に達する日の前日までに障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日までに請求することによって支給されます。

この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

例5 事後重症による請求(1)

例6 事後重症による請求(2)

No.9-1 事後重症による障害基礎年金

☒ 年金の受取りに必要な要件

年金を受け取るための3つの要件のうち、障害認定日要件を満たさなかった方が、その障害の程度が悪化した場合には、請求することにより受取りが可能となります。

次の要件をすべて満たす必要があります。

- 請求日において65歳に達した日の前日以前である。
- 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない。
- 初診日要件と保険料納付要件を満たしている。
- 障害認定日における障害の程度が悪化し、65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった。

☒ 受取り開始時期

請求日の受付日(65歳前)が受給権発生日となり、請求日が属する月の翌月分から受取ることができる。

例1: 請求日<65歳に達した日

MC :
「2 事後重症による請求とは」が「お手続きカード No.9」、

障害基礎年金 『受付・点検事務の手引き』の読み方

3 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求とは

障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態で障害等級3級以下にありながら、新たに生じた3級以下の障害(以下「基準疾病」という。)により基準疾病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までに、基準疾病による障害と他の障害とを併発し、初めて障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、請求することによって障害基礎年金が支給されます。

この場合、初めて1級又は2級の状態を認定できた日(診断書の添付年月日や人工臓器等を装着した日等)が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

例2 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

No.10-1 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金

☒ 年金の受取りに必要な要件

従来から障害等級1級または2級に該当しない程度の障害の状態にある方が新たに別の障害(以下「基準疾病」という。)にかかった場合には、請求することにより受取りが可能となります。

次の要件をすべて満たす必要があります。

- 基準疾病以外の障害により、障害等級1級または2級に該当しない程度の障害の状態にある。
- 基準疾病にかかる初診日が、基準疾病以外の障害の初診日以後である。
- 基準疾病について、初診日要件と保険料納付要件を満たしている。
- 基準疾病にかかる障害認定日以後65歳に達した日(65歳誕生日の前日)の前日までの間に、その他の障害とを併合した障害の状態が、はじめて障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある。

☒ 受取り開始時期

はじめて1級または2級に該当する程度の障害の状態を認定できた日が受給権発生日となりますが、受取り開始は請求日が属する月の翌月分からとなります。

例1: 初診日において国民年金の被保険者

MC :
「3 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求とは」が「お手続きカード No.10」、

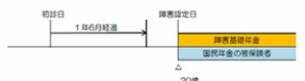
障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

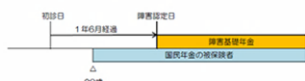
4 20歳前の傷病による請求とは

初診日（初診）の日から起算し、20歳に達したとき（20歳に達した後）に障害認定日があるときは、その日に、障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあるとき、65歳に達する日の前日までに障害等級の1級又は2級に該当し、65歳に達する日の前日までに請求することによって障害基礎年金が支給されます。

例8 障害認定日（20歳到達）による請求



例9 障害認定日（20歳以降）による請求



例10 20歳前障害の事象重症による請求(1)

No.11-1 20歳前傷病による障害基礎年金

障害認定日による障害基礎年金

要件 ※保険料納付要件は不要

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・20歳に達した日より前に初診日がある。
- ・障害認定日（注1）において障害等級1級または2級。
- （注1）障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日。

受取り開始時期

「20歳に達した日」または「障害認定日」のいずれか遅い日の属する月の翌月分から受け取ることができます。

例1 障害認定日が20歳に達した日以前の場合



障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

5 平成6年改正法附則第4条による請求とは

平成6年11月9日施行の法律改正により、それまでは、3級不該当となり3年経過すると受給権が消滅（失権）していた取り扱いが、65歳到達日又は3級不該当より3年を経過した日のいずれの遅い日に受給権が消滅することに変更されました。
この改正に伴い、施行日前に受給権が消滅（失権）していた障害年金の受給権者であった方が、65歳到達日の前日までに同一傷病の障害の程度が重くなり、障害等級の1級又は2級に該当する場合は、請求することによって障害基礎年金が支給されます。
この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

例12 平成6年改正法附則第4条第1項による請求



ワンポイント！

平成6年改正法附則第4条と第6条には、障害認定日による請求はありません。また、附則第4条第1項又は第2項に該当する場合は3年金として決定し、附則第4条第5項又は第6項に該当する場合は63年金として決定します。

6 平成6年改正法附則第6条による請求とは

初診日が平成6年4月1日～平成6年3月31日にある傷病で、当時の支給要件に該当しない障害年金を受けただけでなく、初診日に公的年金制度に加入していた方が、平成6年11月9日以後65歳になるまでその傷病で障害等級の1級又は2級に該当する状態になり、3分の2の保険料納付要件を満たしている場合は、20歳前障害と同様に請求することによって障害基礎年金が支給されます。本人の所得制限がある場合もあります。（例13では、専ら加入中について説明していますが、其後加入中（12月未満）や専ら加入中の方も対象となります。）
この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

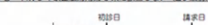
例13 平成6年改正法附則第6条による請求



ワンポイント！

平成6年改正法附則第6条は、20歳未満及び60歳以後の厚生年金保険等の被用者年金の加入期間を以て、3分の2の要件を満たしていること（前述1年要件は満たしません。）が必要となります。また、初診日が平成3年5月1日以前にある場合は、「月の初々月」を「月における最初の基準月の初月」に読み替える規定はありませんので注意してください。

参考 平成6年改正法附則第6条に該当しない（20歳前障害とする）ケース



MC :

「4 20歳前の傷病による請求とは」が「お手続きカード No.11」にそれぞれ対応しています。お手続きカードとあわせて手引きの解説もよく確認しておいてください。

MC :

5および6では、お手続きカードには掲載されていない平成6年改正法附則による請求方法も解説しています。

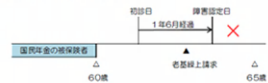
障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

注 老齢基礎年金の支給繰り上げを受けている場合

むけ繰上げ、初診日がある場合は、老齢基礎年金の支給繰り上げ又は一部繰り上げ請求後であっても障害認定日による請求は可能（事後重症による請求は不可）ですが、60歳以降に初診日がある場合は、初診日が老齢基礎年金の支給繰り上げ又は一部繰り上げ請求前であっても、障害基礎年金の障害認定日による請求ができなくなる場合があるので注意してください。（国民年金法第9条の2の3）

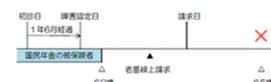
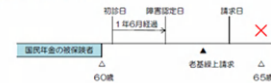
<障害認定日による請求ができない例>



<障害認定日による請求が可能例>



<事後重症による請求ができない例>



<事後重症による請求が可能例>



MC :

また、老齢基礎年金の支給繰り上げを受けている場合の障害基礎年金の請求の可否に関する判断は実務上も非常に重要ですので、「注 老齢基礎年金の支給繰り上げを受けている場合」の解説をよく確認しておいてください。

障害基礎年金

Ⅲ 障害基礎年金の納付要件について

MC : (Ⅲ 障害基礎年金の納付要件について)

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

4. 原則による納付要件（3分の2要件）とは

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。（下記参照）
なお、初診日が平成3年5月1日以前の場合は、「月の前々月」を「月前における直前の基準月（1、4、7、10月）の期月」に読み替えます。

$$\frac{\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間}}{\text{被保険者期間（保険料を納付すべき期間）}} \geq \frac{2}{3}$$

例えば、保険料を納付すべき期間（分母）が99月の場合、99月の3分の2は「66」となるので、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算（分子）して66月以上あれば納付要件を満たします。

また、保険料を納付すべき期間が100月の場合、100月の3分の2は「66.666・・・」となることから、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して66月では納付要件を満たさないで、67月以上が必要となります。

例1 初診日が平成20年9月10日の場合
（下記の「納」は納付、「未」は未納、「免」は免除を表します。）

平成19年												平成20年											
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
納	納	納	納	未	未	免	免	免	免	免	免	納	納	納	納	未							
納付済期間（分子）				免除期間（分子）				納付済期間（分子）															

No.6-1 保険料納付要件

- 原則または特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- 初診日以後、保険料の納付や免除申請をしても、納付要件の判定の対象に入りません。
- あくまでも初診日の前日における納付状況に基づき要件判定がされます。

✓ 3分の2以上納付（原則）

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の期間、納付済が免除されているかを判定します。

※ 納付しているのみとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。

例1：納付要件を満たす場合（平成24年7月10日に20歳到達）

年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H24					納	納	納	納	未	納	納	納	納
H25	未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免
H26	免	免	免	未	未	納	納	未	未	未	未	未	納
H27	納	納	納	納	納	納	納	初診日					

※ 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間が39ヵ月、免除・納付済が30ヵ月であり、要件を満たします。

例2：20歳に達した日（20歳誕生日の前日）の属する月の翌月以前に初診日がある場合

年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H27													

MC：

ここでは、保険料納付要件の判定方法について解説しています。「お手続きカード No.6」に対応していますが、手引きの解説も参考にするとよいでしょう。ただし、保険料納付要件については、必ず年金事務所等に照会したうえで、要件を満たしているかどうかの確認を行ってください。

障害基礎年金

IV 年金請求書の点検について

MC：（IV 年金請求書の点検について）

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

1 年金請求書（裏面）

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

MC :
ここでは、年金請求書（国民年金障害基礎年金）の点検項目について解説しています。

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

3 年金請求書（裏面）

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

年金請求書（国民年金障害基礎年金）

記入上の注意事項

● 年金請求書1/4

MC :
「4 請求事由の確認」では、特に重要な「障害給付の請求事由」欄の留意事項について解説しています。ケーススタディーでは「（1）障害認定日による請求」を取り扱いましたが、このほか「（2）事後重症による請求」および「（3）初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求」にかかる留意事項についてもよく確認しておいてください。

障害基礎年金

V 病歴・就労状況等申立書の点検について

MC : (V 病歴・就労状況等申立書の点検について)

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

1 病歴・就労状況等申立書（表面）

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

● 病歴・就労状況等申立書 1/2

MC :

ここでは、病歴・就労状況等申立書の点検項目について解説しています。

障害基礎年金
『受付・点検事務の手引き』の読み方

2 病歴・就労状況等申立書（裏面）

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

● 病歴・就労状況等申立書2/2

MC :
ケーススタディーでも取り扱いましたが、手引きの解説もよく確認しておいてください。

障害基礎年金

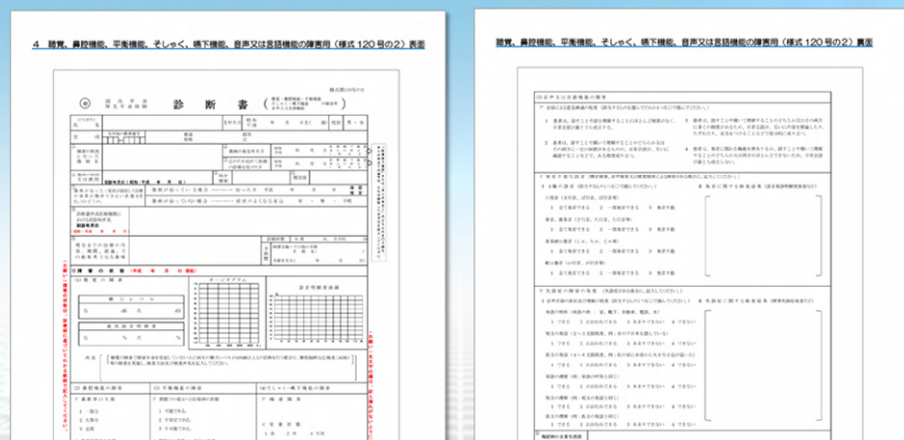
VI 診断書の点検について

MC : (VI 診断書の点検について)

『受付・点検事務の手引き』の読み方



障害基礎年金 『受付・点検事務の手引き』の読み方



MC：
「聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・嚥下機能、（音声又は）言語機能の障害用（様式第120号の2）」

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

5 肢体の障害用（様式第120号の3）表面

肢体の障害用（様式第120号の3）裏面

MC :
「肢体の障害用（様式第120号の3）」、

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

6 精神の障害用（様式第120号の4）表面

精神の障害用（様式第120号の4）裏面

MC :
「精神の障害用（様式第120号の4）」、

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

7 呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）裏面

Form 7: Back of Form No. 120-5 for Respiratory Diseases. The form includes sections for patient information, medical history, symptoms, and examination results. It features checkboxes for various conditions and fields for dates and medical notes.

呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）裏面

Form 7: Back of Form No. 120-5 for Respiratory Diseases. The form includes sections for patient information, medical history, symptoms, and examination results. It features checkboxes for various conditions and fields for dates and medical notes.

MC :
「呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）」、

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

8 循環器疾患の障害用（様式第120号の6-（1））裏面

Form 8: Back of Form No. 120-6-1 for Circulatory Diseases. The form includes sections for patient information, medical history, symptoms, and examination results. It features checkboxes for various conditions and fields for dates and medical notes.

循環器疾患の障害用（様式第120号の6-（1））裏面

Form 8: Back of Form No. 120-6-1 for Circulatory Diseases. The form includes sections for patient information, medical history, symptoms, and examination results. It features checkboxes for various conditions and fields for dates and medical notes.

MC :
「循環器疾患の障害用（様式第120号の6-（1）」、

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

9 腎疾患、肝疾患、糖尿病の障害用（様式第120号の6-（2））裏面

腎疾患、肝疾患、糖尿病の障害用（様式第120号の6-（2））裏面

MC：
「腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-（2）」、

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

10 血液、造血器、その他の障害用（様式第120号の7）表面

血液、造血器、その他の障害用（様式第120号の7）裏面

MC：
および「血液・造血器・その他の障害用（様式第120号の7）」の合計8種類があります。



MC :
ケーススタディーでは「精神の障害用 (様式第120号の4)」および「肢体の障害用 (様式第120号の3)」の点検項目について取り扱いましたが、他の診断書様式の点検項目についても、手引きの解説をよく確認しておくようにしましょう。



MC : (VII 初診日証明の点検について)

障害基礎年金

Ⅷ 障害福祉年金

MC : (Ⅷ 障害福祉年金)

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

1 はじめに(山崎主著「国民年金のしくみ」参照)

障害年金は、旧国民年金法が定められていた制度であることはいうまでもありませんが、その対象者が事実発生時点で国民年金の被保険者となっていたかどうかによって区分されます。昭和 30 年 4 月 1 日という国民年金の発足時点において、既に戦前、障害、死の死亡という所得喪失事故が発生していた者にとっては、拠出制度が発足して被保険者として加入しても受給資格が生じないこともあり得ました。そこで、拠出制度発足前、被保険者となることができ、あるいは既に事故が生じている者に支給されるものが、障害年金の第一の類型といえるもので、「経過的障害年金」とよばれるものです。また、拠出制度発足後、国民年金の被保険者となった者であっても、各所得者等であるため保険料の拠出が不十分である等の存在を鑑み、これに替目として拠出年金を補完する意味で創設されたものが、障害年金の第二の類型、「補完的障害年金」とよばれるものです。

2 旧国民年金法の障害福祉年金とは

(1) 制度の概要

障害福祉年金は、拠出制度発足後の昭和 36 年 4 月 1 日以前に初診日がある障害者、その当時すでに高齢で被保険者にならなかった方が障害になった場合に支給する経過的な障害年金と、20歳前に初診日がある障害者や被保険者期間が短い等の理由により、拠出制の障害年金が支給できないのに支給する補完的な障害年金があります。

昭和 34 年 11 月から昭和 49 年 2 月まで障害等級は 1 級のみでしたが、昭和 49 年 3 月に 2 級が創設されました。なお、障害年金(拠出制)は制度創設時から 1 級と 2 級がありました。

新法の施行日(昭和 61 年 4 月 1 日)の前日において障害福祉年金の受給資格であった者は、新法における障害者の認定が、国民年金法施行令別表に掲げる障害等級に該当する場合、国民年金法第 30 条の 4 第 1 項に定める障害基礎年金(20 年金)として支給されることになりました。(昭和 60 年改正法附則第 25 条)

したがって、これから遡って障害福祉年金の請求を受け付ける場合は、昭和 61 年 3 月 31 日に旧国民年金法別表に定める障害等級に該当していること及び昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金法施行令別表に定める障害等級に該当するのを証明した証明書の提出が必要となります。

旧国民年金法の障害福祉年金における対象要件・障害等級・障害認定日の要旨

施行日	通知された対象要件	障害等級	障害認定日
S34.11.1	外部障害(視覚障害、聴覚障害、呼吸器障害、心臓血管障害、腎臓障害、糖尿病、その他慢性障害、精神障害及び統合失調症)	1 級	① S34.11.1 日以前に認定した障害は S34.11.1 より ② S34.11.1 以後に認定した障害は認定日
	内部障害(心臓血管障害、糖尿病、呼吸器障害、その他慢性障害、精神障害として表れた場合は対象)	1 級	① 初診日が S36.7.31 以前である 障害は S39.8.1

MC :

ここでは、旧国民年金法による障害福祉年金について解説しています。とりえず 1 と 2 を確認しておくといよいでしょう。障害福祉年金の受給要件を満たす可能性がある方から相談を受けた場合には、

障害基礎年金

『受付・点検事務の手引き』の読み方

3 旧国民年金法の障害福祉年金の事後重症請求

(1) 旧国民年金法の事後重症請求

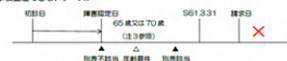
旧国民年金法における事後重症請求は、国民年金法施行令別表に定める障害の程度に該当した者が 65 歳到達日の前日までに請求すると、請求した日に受給権が発生し、年金は請求日の翌月分から支給されますが、旧国民年金法における事後重症請求では、旧国民年金法別表に定める障害の程度に該当した日（注1）に受給権が発生し、年金は請求日の翌月分から支給されず（注2）。また、別表該当日や請求日における年齢要件も異なります（注3）。

そのため、新法施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）以後に請求した場合でも、次項「事後重症等の受給権発生に関する新法・旧法の比較表」の年齢要件以前に旧国民年金法別表に定める障害の程度に該当している場合は、旧法障害年金の受給権が発生します。代表的な請求パターンは次のとおりです。

<事後重症請求できるケース>



<事後重症できないケース>



(2) 受給権発生年月日

旧法における事後重症請求は、障害認定日後、法令で定められている年齢要件（次表「事後重症等の受給権発生に関する新法・旧法の比較表」参照）及び昭和 61 年 3 月 31 日までに旧国民年金法別表に定める障害の状態で該当した日に受給権が発生します。受給権発生日に該当する新法と旧法の比較は次表を参照してください。

事後重症等の受給権発生に関する新法・旧法の比較表

新法	旧法	旧法該当日の年齢要件	請求日の場合	受給権発生年月日
新法	55 年 金	30 歳の 2	65 歳到達日の前日	請求日
	30 歳の 3 (86 年 2 歳)	65 歳到達日の前日	65 歳以降でも可能	別表該当日
	63 年 金	30 歳の 4	65 歳到達日の前日	65 歳到達日の前日
旧法	30 歳の 2	70 歳到達日の前日	70 歳以降でも可能	別表該当日
	65 歳到達日の前日かつ 昭和 61 年 3 月 31 日以前	65 歳以降でも可能		
	65 歳到達日の前日かつ 昭和 61 年 3 月 31 日以前	65 歳以降でも可能		
新法	55 年 金	30 歳の 2	65 歳到達日の前日かつ 昭和 61 年 3 月 31 日以前	65 歳以降でも可能
	57 年 金	30 歳の 3	70 歳到達日の前日かつ 昭和 61 年 3 月 31 日以前	70 歳以降でも可能
	58 年 金	30 歳の 4	70 歳到達日の前日かつ 昭和 61 年 3 月 31 日以前	70 歳以降でも可能

(3) 支払開始月

年金の支払は請求した日の属する月の翌月から開始されます。

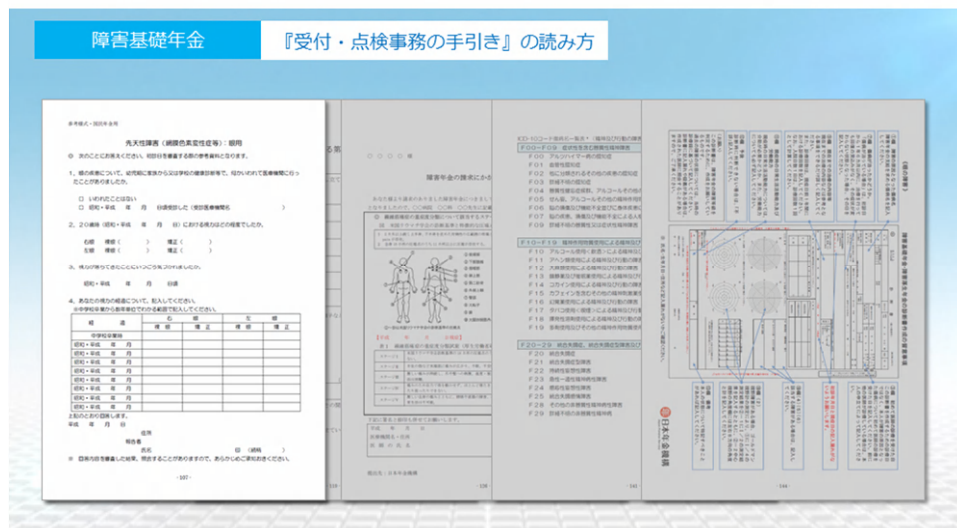
4 補完的障害福祉年金

障害基礎年金

IX 参考資料

MC :
必要に応じて3以降の解説も参考にしてください。

MC : (IX 参考資料)



MC :
ここでは、実務上使用する様式がまとめられています。業務支援ツールに掲載されていない様式については、ここを確認するようにしてください。いわゆる「アンケート」と呼ばれる様式も掲載されています。



MC :
さて、「国民年金障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」の概要について、ひと通り説明してきました。

業務支援ツールは、みなさまの業務の支援だけではなく地域住民の方へ視覚的な理解を促すために制作されてきたものです。一方、今回ご説明した「(国民年金障害基礎年金) 受付・点検事務の手引き」は、みなさまの執務資料として活用いただくことを想定しています。業務支援ツールやケーススタディーとあわせて活用いただくことにより、手引きの内容の理解がより一層深まることでしょう。

また、法令や障害認定基準の改正を踏まえ、日本年金機構が手引きの改正を行ったうえで最新版を各市町村にも配布します。みなさまの日々の業務の中で不明な点が生じた場合には、まずはこの手引きの最新版を確認するようにしてください。